議会制民主主義と選挙制

人間社会学域法学類 3 年
氏名　和田健太
名列番号　1751020455
指導教員　足立英彦
提出年月日 2020 年 1 月 14 日

論文要旨

現在、多くの国で国家形態として民主主義が採られており、さらに国家運営のための政治制度として多くの民主主義国家が議会制を採用している。そして議会を構成する議員は選挙によって選ばれている。現在ではほとんどの議会制民主主義国家において議会の議員は選挙によって選ばれているが、民主主義であるならば選挙によって議員を選ばなければならないというわけではない。本来は民主主義の実践方法の一つとして選挙制があるはずだが、現在では、民主主義であるために選挙制が必要不可欠であるというような考えも見られる。このような現状から、今一度議会制民主主義国家において議員を選ぶ方法として選挙制を選ぶことが本当に妥当であるのかを検討する必要があると考えられる。もし選挙制が妥当でないとすれば他の方法を考える必要がある。

本論文ではまずハンス・ケルゼンの民主制論に触れる。ケルゼンの民主制論において、ケルゼンは民主主義国家において社会の意志を決定するための政治制度として議会制が最も優れたものであるとし、さらに議会を構成する議員は選挙によって選ばれるべきであると述べている。次にケルゼンの民主制論に対する反論として、レイブルックの抽選型代議制民主主義について触れる。レイブルックはケルゼンとは違い議会を構成する議員は選挙だけではなく抽選によっても選ぶ必要があると述べている。その後、レイブルックの抽選型代議制民主主義に対する反論に触れつつ、現在の日本の選挙制による議会制民主主義に代わって、レイブルックの抽選型代議制民主主義を採用すべきかについて考えていく。

目次

はじめに
第１章　ケルゼンの民主制論
　第１節　民主制の理念
　第２節　議会制
第２章　レイブルックの抽選型代議制民主主義の検討
　第１節　抽選型代議制民主主義
　第２節　レイブルックへの反論の検討
第３章　まとめと結論
　第１節　まとめ
　第２節　結論
おわりに
参考文献

はじめに

現在日本に限らず多くの国で議会制民主主義が採用されており、議会を構成している議員を選ぶ方法としては選挙制が採用されている。そのため「議会制民主主義であるならば、議員は選挙で選ばなければならない」というような考えも見られる。しかし、本来であれば選挙制は民主主義の制度の一つであり、議会制民主主義であれば議員は必ず選挙で選ばなければならないというわけではない。そこで本論文では民主主義国家を実現し得る唯一の国家形態は議会制民主主義であり、議会制民主主義の議会を構成している議員は選挙によって選ばれるべきであるとしているケルゼンの民主制論を紹介したうえで、次にケルゼンの民主制論に対する反論であるダーヴィッド・ヴァン・レイブルックの抽選型代議制民主主義について触れ、レイブルックの抽選型代議制民主主義が妥当な制度であるかについて考えていく。

このことを考えていくにあたり、まず第 1 章でケルゼンの民主制論より、民主主義を実現する唯一の方法である議会制民主主義の前提として必要な民主制の理念ついてと、議会制民主主義における重要な要素である議会制と議会を構成している議員を選ぶ方法としての選挙制について紹介していく。次に第 2 章でケルゼンの民主制論で採用されている議会制民主主義に対する反論としてレイブルックの抽選型代議制民主主義がどのようなものであるかを紹介し、レイブルックの抽選型代議制民主主義に対する反論を踏まえた上で、日本において現在の選挙制による議会制民主主義に代わって、レイブルックの抽選型代議制民主主義を採用すべきかについて考えていく。

第 1 章　ケルゼンの民主制論

第 1 節　民主制の理念

ケルゼンの民主制論を理解するためには、まず民主制の理念について理解する必要がある。ケルゼンによれば、「民主制の理念は自由と平等である[1]」というのだが、ここでの自由の意味は本来の自由の意味とは異なる。本来、自由とは他者から支配されないことである。つまり、我々が自由であるためにはすべての人が国家や社会などの他者に一切支配されてはならない。しかし、「我々は平等である」と仮定すると、現実に我々が平等にこの自由を享受するためには、国家などの一定の秩序ある支配を受けざるを得ない。なぜなら、例えば複数の人がこの世に 1 つしか存在しない A というものを欲しいと考えたときに、その全員が A を同時に手に入れることは不可能であるように、自由と平等は同時には実現し得ないからである。しかし、国家などから支配されるということは、他者からの支配を許さないはずの自由も支配を免れないことになる。つまり、本来は国家による支配と自由は両立し得ないのである。したがって、国家による支配と自由を両立させつつ実現するためには他者から

[1] 上原・長尾・布田・森田訳『ハンス・ケルゼン著作集Ⅰ　民主主義論』176 頁。

の支配を受けないという本来の自由の意味は変遷が必要となる。

この自由の意味の変遷は以下の 3 段階を経てなされていく。自由の意味の変遷の第 1 段階は、自由の本来の意味である「支配からの自由、国家からの自由」から「国家の支配からの個人の自由」という意味への変遷である。ケルゼンによると、変遷の第 1 段階は以下のような道筋をたどる。まず、国家が存在することが可能であるためには、人間間の相互の関係を規制する秩序が規範としての拘束力を有することが不可避である。ということは、支配は必然的に存在するということである。支配を受けることが不可避であるのならば、我々は他者からの支配ではなく、我々自身による支配のみを受けたいと望むだろう。こうして、確かに服従はしているが、他者の意志にではなく、自己自身の意志にのみ服従することを意味する政治的自由が、自由の本来の意味である自然的自由にとって代わる[2]。つまり、「支配からの自由、国家からの自由」から「国家の支配からの個人の自由」という意味への変遷がなされる。これが自由の意味の変遷の第 1 段階である。

自由の意味の変遷の第 2 段階は、「国家の支配からの個人の自由」という意味から、「個人の国家支配への参与」という意味への変遷である。我々が自らの意志によって自らを支配することのできる国家の政治制度として最も適切なものは国民全員が単一の集会で直接に意志決定をする直接民主制である。しかし、現代のように国家の規模が大きくなって国民の数も多くなり、人々の間で様々な利害が対立するようになると、直接民主制のような全員一致による決定は不可能になる。

このような問題を解決する方法としてケルゼンは単純多数決の原理を国家秩序の存続や変更のために用いることが、最も自由の理念に近い方法であるとした[3]。ケルゼンが単純多数決を自由の理念に最も近いとしている理由は、多数決原理の基礎となる思想は、「万人が自由であり得ないとすれば、可能な限り多数の者が自由であるべきだ」という平等を基礎としたもの[4]であり、このことを前提とすると、単純多数決の下においてこそ、国家秩序に反対しながらもそれへの服従を余儀なくされている者の数より、それに賛成する者の数の方が常に多くなることによって、より自由の理念に近づくことができるからである。

このように国家秩序の発展のために多数決原理が受け容れられるとする以上、本来の意味の自由の観念はもはや完全には実現され得ず、この観念への近似のみが可能である[5]。多数決原理の下でも民主制における自由は各人が自己の意志にのみ服従することであるとすれば、自由の意味は「国家の支配からの個人の自由」という意味から、「個人の国家支配への参与」という意味への 2 段階目の変遷を経たことになる。

---

[2] ケルゼン『民主主義の本質と価値』17 頁。

[3] ケルゼン・前掲注（2）22 頁。

[4] ケルゼン・前掲注（2）23 頁。

[5] 上原・長尾・布田・森田訳・前掲注（1）187 頁。

最終段階である自由の意味の変遷の第 3 段階は、「個人の国家支配への参与」という意味から「自由な国家の国民のみが自由である」という意味への変遷である。自由を求める出発点となる個人の意志と、他者の意志である国家秩序との間に相克が生ずるのは不可避である。民主制においてはこの対立は最低限に抑えられてはいるが、それでもなお国家秩序は他者の意志として個人に立ちはだかる。このことから自由の意味のさらなる変遷が始まる。ケルゼンによると自由の意味の変遷の第 3 段階は以下のようにしてなされる。人々の政治意識における「自己と同等の者に支配されたくない」という感情から、民主制においても不可避である支配の主体は、実在する人間ではなく国家人格という匿名の人格にすり替えられる。民主制において国家そのものが支配の主体とされることによって、自由を求める人々によって堪えがたい「人間の人間に対する支配」という現実を覆い隠している。そしてこの支配の主体のすり替えとともに自由の主体も個人ではなく社会集団にすり替えられる。支配の主体が実在する人間から国家人格にすり替えられることにより、自己と同等の者に支配されているのではなく、個人が他の諸個人と結びつくことにより全体として国家秩序を創造するのであり、この個人と他の諸個人の結合の内においてのみ「自由」であると考えられるようになる[6]。

このような支配の主体と自由の主体のすり替えがされることによって、国民はその総体である国家においてのみ自由であり、個々の国民ではなく国家という人格が自由であるべきだとされる。このようにして「個人の国家支配への参与」という意味から「自由な国家の国民のみが自由である」という意味への変遷を経る。

民主制の理念である自由の理念の変遷を理解することによって、我々は民主制の現実について考察することができるようになる。民主制の本質を理解するためには民主制の理念を現実と関連させつつ把握し、民主制の理念と現実の対立を考察していく必要があるからである。この理念と現実の対立は民主制を構成するあらゆる要素に現れ、特に「国民」概念に現れる[7]。民主制の理念の基礎をなす「国民」とは被支配民ではなく支配する国民であり、この概念は現実的考察からすれば、さらに縮小される余地がある。それは現実の民主制を構成する要素であり、政治的な権利の現実の行使者である政党へと縮小される。孤立した個人は国家意思形成に対して現実的な影響力を持ちえず、それゆえ民主制を実現するために多様な政治目的を持つ諸個人が、国家意思形成への影響力を持つためには団体に結集しなければならないことは明白である。したがって、人々は共通の方向を目指す諸個人の意志を政党として結集することは不可避である。このように政党が生まれることによって初めて、「国民」と呼ばれ得るような社会的力が発動する。

以上、民主制の理念を社会的現実に適合させるために、自由の意味の変遷、「国民」概念

---

[6] ケルゼン・前掲注（2）25〜26 頁。

[7] ケルゼン・前掲注（2）29 頁。

の縮小をしてきたが、まだこのままでは民主制の理念を社会的現実に適合させることはできない。なぜなら、ケルゼンによると現代国家における民主制は間接民主制・議会民主制であって、拘束力を持つ団体意志は有権者の多数によって選挙された者の多数によってのみ形成される。それゆえ実際には自由は、結局「単なる投票権に弱められている」からである[8]。したがって、ここからは民主制の理念を社会的現実に適合させるための重要な要素である議会制について論じていく。

第2節　議会制

ケルゼンは議会制の重要性について以下のように述べている。

> 「現代国家において直接民主制は実際上不可能であるから、議会制が現代の社会的現実の中で民主主義理念を充足し得る唯一の現実的な形態であることを、本気で疑うことができないであろう。それゆえ議会制是非の決断は同時に民主制是非の決断なのである[9]。」

このようにケルゼンは議会制を社会的現実において民主制の理念を実現させるためにかなり重要な要素であるとしていることが分かる。では、議会制はどのようにして民主制の理念を現実に適合させているのであろうか。

まず議会制は拘束的な国家意志を国民の普通・平等の選挙権をもとにして形成する、つまり国民によって民主的に選挙された合議機関の多数決原理により国家意志の形成をするという政治制度である。しかし、議会制の原理の中には「本来の意味の自由の理念の力を減殺するような2つの要素」が存在している[10]。1つは多数決原理である。自由の理念にのみ適合するような国家意志の創設方法は全員一致制であるが、国家の規模が大きくなると全員一致制は不可能になるため、全員一致制の他の方法で相対的に自由の理念に最も近いとされる多数決原理が採用される。

2つ目の要素は意志形成の間接性である。つまり、国家意志が国民自身によって直接創造されるのではなく、国民によって創造されたものであるとはいえ、議会を通じて国家意志が創造されることである。このことは、国民が他者に支配されることなく自由であるためには国家の機能の分業的分化が不可避であるということと結びつく。本来の意味の自由の理念からすれば、すべての国家意志はすべての有権者の単一の集会によって形成されなければならないが、国家の規模が大きくなるとそれは不可能になり、国家の機能を分業していく必要が生じるからである。国家の機能を分業するということは、国家機能の相当部分を国民以外の機関に委譲することであり、必然的に自由を制限することになってしまう。

---

[8] ケルゼン・前掲注（2）41頁。

[9] ケルゼン・前掲注（2）44頁。

[10] ケルゼン・前掲注（2）46頁。

それゆえ議会制は、自由という民主制の理念からの要請と、社会技術を進歩させるために必要な条件である分業原理との妥協により生まれた制度である。しかし国家意思の形成者が、国民そのものではなく、国民に選ばれたものであるとはいえ、国民とは大いに異なる議会という機関であることは、民主制の理念をかなり露骨に侵害するものであるから、これを隠蔽するために議会制においても民主制の理念が実現しているような外観を作り出すことが求められる。そのために利用されるのが、代表の擬制[11]である。

ケルゼンによると議会制を自由という民主制の理念からの要請と社会技術を進歩させるために必要な条件である分業原理との妥協としてとらえるならば、より議会制を民主制の理念に適合させるための議会制改革が辿るべき方向もはっきりと認識することができる[12]。

民主制の理念に議会制を現実に適合させるために考慮すべき要素の 1 つとして、議会で国家意志を形成、変更する際に用いられる多数決原理がある。多数決原理は本来の意味の自由の理念の力を減殺する要素であるが、現実においては最も本来の自由の理念に近い全員一致制をとることは不可能であるため、そのほかの方法で相対的に最も自由の理念に近い単純多数決の原理が採用されている。ケルゼンによると、この多数決原理を現実の議会制と適合させるためには、まず議会制においても多数決原理の理念と現実を区別して考えていく必要がある[13]。理念上は議会制における多数決原理の意味は団体意志と個人意志の対立部分より一致部分の方を大きくすること、これは多数決原理が可能である自由の価値を最大限実現するための方法である。このことから多数決原理は多数者が少数者を支配するという形をとることになるはずである。これに反して現実には数字上の少数者が数字上の多数者を支配することがあるが、現実における多数決原理の意義は、数字上の多数は重要ではなく、多数を形成または獲得しようとするために、社会の中に無数に存在する様々な対立を唯一の基本的な対立点である支配権に従属させ、その支配権を争う二集団の対立に集約することである。また、多数決原理においては少数派が多数派に影響を与える手段である脱退可能性[14]があるため、多数派と少数派が相互に影響し合いながら団体意志を形成することができる。したがって議会制手続は二集団が相互に影響を与えつつ妥協をもたらすことを目標としていることから、議会制には多数決原理が当てはまる。

また、ケルゼンは民主制において可能な限り多くの人が自由となる決定手続は単純多数

---

11 「議会は国民の代理人にほかならず、国民はその意志を、議会においてのみ、議会を通じてのみ表明できる」という思想のこと（ケルゼン「民主主義の本質と価値」47 頁）。

12 ケルゼン・前掲注（2）50 頁、具体的な方法については 55 頁以下。

13 ケルゼン・前掲注（2）75 頁。

14 少数派が多数派に対して全く影響力のない状態に置かれると、少数派は団体意志の形成にかかわることを放棄する可能性があり、放棄されると多数派は概念上少数派なしには存在し得ないため、多数派としての性格を失うことになる。

決であるとしている。なぜなら、過半数未満の要件であれば、賛成する者の数より反対する者の数が多くなってしまう可能性があり、3 分の 2 などのように要件を加重すると、3 分の 1 の反対する者によって決定が覆されてしまう可能性があるからである。しかし、「基本権や自由権として個々に規定された領域に執行権が介入」しようとする場合には民主制の理念の実現に最も適合するのは単純多数決の原理ではなく特別多数決の原理であるとしている[15]。さらに、議会制にもこの単純多数決と特別多数決の原理を維持することで、多数決により生じた多数派と少数派が相互に影響を与える決定過程を通じて、最終的に妥協を生み出すという目的を達成でき、これこそが多様な価値と利害で対立している社会に平和をもたらす最善の方法である。

「議会はいかなる選挙制度を基礎として形成されるべきか」「議会制民主主義の観点から見て、多数代表制と比例代表制のいずれがすぐれているか」という問題については、ケルゼンによれば結論は比例代表制の方が良いということになる。なぜなら得票数に応じて政党に議席が反映されることにより国民の意志を議席数という形で反映ができるという比例代表制の理念は民主制の理念である自由の理念と接合する。さらに、この理念を現実化しようとする時に議会制の形態をとることですべての政治集団がその勢力に比例して議会に代表され、それにより実際上の利害状況が議会に表現されることとなる。そして議会では多数決原理によって否応なしに政党間の協力がされていくことにより、諸利害間の妥協に至ることができる。これらのことから議会の形成の際の選挙制度としては比例代表制が民主制の理念を現実に適合させる方法として最も優れたものであるとされる。

議会制について考えていくに当たって、そもそも議会という統治者が存在していても良いのかという問題がある。本来、民主制の理念に適合するのは統治者の不存在であるが、現実では統治者の不存在は不可能である。したがって現実の世界ではどのような方法で、どのような統治者が選ばれるかということが問題となる。この問題に対して、ケルゼンによると「現実においては被治者の中から複数の統治者を選挙によって選び出すことが民主制の本質的要素である」[16]としている。選挙という方法を用いることによって被治者たちは被治者から統治者への恒常的な上昇可能性をもつ。さらに、選挙における選挙人と被選挙人は擬制的に同一化されることにより、統治者による上からの一方的な支配という父的権威のイメージを払拭することができる。このように民主制の理念は「統治者などいてはならない」という自由の理念であるが、それは現実においては、「誰もが統治者になることができる」という原理に転化する。

ここまでケルゼンの民主制論について述べてきたが、ケルゼンは民主制論において議会制民主主義では議員が選挙により選ばれるべきであるとしているが、レイブルックはこれ

---

[15] ケルゼン・前掲注（2）74 頁。

[16] ケルゼン・前掲注（2）108 頁。

に対して、現在の民主主義国家で発生している選挙での棄権、統治の機能不全、政治的停滞、メディアのストレス、政治への無関心などの問題は、人々が「民主主義疲れ症候群」に陥っているため生じており、その「民主主義疲れ症候群」の原因が選挙制により議員を選ぶ議会制民主主義であるとしている。さらに、「民主主義疲れ症候群」を治療する方法として抽選型代議制民主主義を提唱している。したがって、レイブルックの立場に立てばケルゼンの提唱する選挙制を採用した議会制民主主義は肯定できないということになる。

私もこのレイブルックの主張は妥当であると考える。その理由は、現在では実際に選挙での棄権、統治の機能不全、政治的停滞、メディアのストレス、政治への無関心などの問題が発生しており、このような問題を解決するために選挙制を別の制度に変えるということは妥当な帰結であり、抽選制であれば少なくとも現在よりは国民の政治への無関心というような問題の解決へ向かう可能性が高いと考えるからである。さらに、日本国内でも「政策決定に関する権限を一切持たず、他の統治エリート（下院や大統領、官僚）の監視のみを行う上院が存在する場合には、上院議員を選出する方法として、有権者からの抽選による選出や非公選の任命も許容されるかもしれない[17]。」というように抽選制を日本にも導入し得る可能も示唆されているおり、日本にレイブルックの提唱する抽選型代議制民主主義を採用することができるかを検討することには十分な意義があると考えられる。したがって、ここからはレイブルックの提唱する抽選型代議制民主主義は妥当であるかについて考えていく。

第2章　レイブルックの抽選型代議制民主主義の検討

第1節　抽選型代議制民主主義

このことを考えていくに当たって、まずはレイブルックの抽選型代議制民主主義がどのようなものであるかについて紹介していく。レイブルックは、「いかなる政治体制も二つの根本的な基準、すなわち効率性[18]と正統性[19]のバランスをとらなければならない[20]」とし、民主主義はこの二つの基準を双方とも満たそうとしているため、あらゆる統治形態の中で、最も悪の少ないものであるが、現在の民主主義は、政党間の連立交渉がますます長引くようになっている、政権与党にたいする風当たりが強まっている、統治にますます時間がかかるようになっている、という点から効率性に危機が訪れており、さらに、投票所に行く人が年々減少している、有権者の棄権と浮動票の問題、政党に加入する人が年々減少している、という点から正統性にも危機が訪れており、その結果現在の民主主義国家では選挙での棄権、無

---

17 待鳥「議会の権限から選挙制度を考える」3頁。

18 政府が直面する問題の解決策をいかに迅速に見いだせるかという基準。

19 住民がその解決策にどのくらい納得できるか、政府の権威をどれくらい認めるかという基準。

20 レイブルック『選挙制を疑う』7頁。

党派層、政治的停滞、強迫的な出世主義、慢性的な選挙熱、うんざりするようなメディアのストレス、疑念、無関心などのような症状の発生する「民主主義疲れ症候群」に苦しんでいると主張した。

レイブルックはこの「民主主義疲れ症候群」の原因は選挙により選ばれた議員により構成される議会が国家意志を決定するような選挙型代議制民主主義にあるとしている。なぜなら選挙型代議制民主主義では人々はことごとく選挙原理主義者[21]になってしまっておりその結果選挙制という価値ある制度が新しい深刻な事態を引き起こしてしまっているからである。

このような問題を解決する方法としてレイブルックは選挙制に加えて、抽選制、熟議制、入替制を組み合わせた抽選型代議制民主主義を採用することを提案した。選挙で選出された政府は重要な決定を下す際、抽選により市民を招待し、熟議制を採用することで、招待された市民が専門家、政治家、他の市民と話し合う機会が制度化され感情に流されるようなことにはならなくなり、入替制を採用することで一握りの人々にしか順番が回らないようなことにはならなくなる。

また、抽選制は効率性と正統性の両方を高めることができる。なぜ効率性を高めるかと言うと、抽選で選ばれた議員は政党政治の口論、選挙で当選するための点数稼ぎ、メディア上の論争、議会内の押し問答、などに巻き込まれないで済むからである。なぜ正統性を高めるかというと、抽選によって議員が選ばれることによって多くの国民が政治に直接かかわることができ、選挙によって議員を選ぶ時よりも国民への政治的機会の平等な分配がされることになるからである。

さらに、抽選制は選挙制に比べて、より多くの国民が政治に直接かかわることができるという点において、より直接民主制に近い制度であるということができる。つまり、抽選制の方が選挙制より多くの人の自由を実現できる制度であると言える。このことから、抽選制を採用したときの方が選挙制を採用したときに比べてより国民の意志を反映した決定ができるということであると言えるため、抽選によって選ばれた議員による決定にも十分な正当性がある。

そして、レイブルックは現代民主主義の苦境を乗り越えるために、さしあたり抽選型代議制民主主義の制度として二院の内一院を抽選制議院にする二重代議制を採用することを提唱している。二重代議制であれば、投票と抽選のそれぞれの持ち味を活かすことができ、職業政治家と市民の連携もし易くなる。さらに、統治者と被治者の峻別がなくなることで、相互の不信感が弱まる。抽選によって統治する側に回った市民は政治の複雑さを肌で感じることができ、より政治に関心が持てるようになる。

---

[21] 選挙のない民主主義などは考えられず、民主主義について語るためには選挙が必要不可欠の条件であるとする、ゆるぎなき信仰をしている人々。

第２節　レイブルックへの反論の検討

１つ目は、抽選で選ばれた市民に議員は務まらないという反論である。選挙制では、政党が議員に必要な知識や力量を持つものを候補者として送り出すため、議員に必要な能力を持った人が議員になるであろうが、抽選によって市民から議員を選ぶことになると、議員として必要な知識や力量の乏しい人が数多く選出されてしまい、議論が上手くできず、政治運営が滞ってしまうため、抽選によって議員を選ぶべきではないという反論が考えられる。

この反論に対しては、抽選制を導入するといっても、選挙制を完全に廃止するというわけではなく、二院の内一院を抽選制議院にする二重代議制のように抽選制と選挙制を併用するような形であれば、仮に議員として必要な知識や力量の乏しい市民が数多く選出されてしまったとしても、選挙制によって選ばれた議員に必要な能力を持った議員がサポートすることができるため、大きな問題とはならないと考えられる。

他にも、抽選された市民によって構成される院の役割を 「(1) 衆議院で審議が尽くされたかどうか、(2) 結論が市民良識に著しく反していないかどうかを判断し、拒否権を行使することに限定する[22]」というように市民に議決権を与えるのではなく、拒否権のみを与えるなどの制限を設けることで、上記の反論のような問題が起こり辛くすることも可能である。

２つ目は、市民への負担が大きいという反論である。現在の裁判員制度のような数日間のものでさえ、学業・仕事や私生活に支障をきたす場合も多いのに、抽選制により議会で数年間議員をしなければならないならば、学業・仕事や私生活と両立することはできるはずがないため、抽選によって市民から議員を選ぶべきではないという反論が考えられる。

この反論に対しては、抽選によって議員に選ばれた人の学業・仕事や私生活に支障をきたすことは否定できないが、直接東京の国会議事堂に出勤せずに済むように在宅勤務などもできるようにしたり、抽選によって選ばれた議員にも現在の議員報酬と同じくらいの十分な報酬を与えたり、正当な理由があれば事態を認めたりするなどの支援制度を充実させることで、学業・仕事や私生活と両立することができなくても特に大きな問題にはならないと考えられる。

さらに、レイブルックの提唱する抽選型代議制民主主義では数年間の任期の議員だけでなく、1 日ないしは数日しか拘束されない政策陪審員など、任期の短い公職を設けることも想定されており、そこでも抽選制を採用することで、学業や仕事などの事情により長期間拘束されるため議員になることができない人でも気軽に政治に参加することができるため、学業・仕事や私生活と両立も可能であると考えられる。

---

[22] 選挙市民審議会「『選挙・政治制度改革に関する答申』の検討――衆議院・参議院の選挙制度改革案を中心に」。

第3章　まとめと結論

第1節　まとめ

現在の日本の選挙制による議会制民主主義に代わって、レイブルックの抽選型代議制民主主義を採用すべきかについて考えていく前に、ここまでに述べてきたことをまとめると以下のようになる。

ケルゼンの民主制論では、民主制の理念は自由であるが、この自由の意味は本来の誰からも支配されないという意味の自由ではない。なぜなら、我々が現実に自由を享受するためには国家からの一定の支配を必要とし、この国家からの支配と自由が両立するためには自由の意味は変遷を必要とする。この変遷は 3 段階に渡ってなされる。変遷の第 1 段階は「支配からの自由、国家からの自由」から「国家の支配からの個人の自由」という意味へ変遷し、第 2 段階で「個人の国家支配への参与」という意味への変遷をして、第 3 段階で「自由な国家の国民のみが自由である」という意味への変遷をする。そして、国家の意志を決める際には全員一致により決めることは不可能であることから、全員一致以外の方法で民主制の理念である自由の理念に最も近いものである単純多数決によって国家の意志を決めるべきであるとした。

さらに、ケルゼンは民主制の理念を現実に適合させるためには議会制を採用することが重要であるとした。議会制は自由という民主制の理念からの要請と、社会技術を進歩させるために必要な条件である分業原理との妥協により生まれた制度であり、国民ではなく議会という機関が国家の意志を形成しているということを隠蔽し、民主制の理念が実現しているような外観を作り出すために代表の擬制が利用される。また、議会制の手続きは多数派と少数派が相互に影響し合いながら妥協をもたらすことを目的としていることから、議会制には多数決原理が当てはまる。さらに議会が比例代表制によって形成されることで、議会の場では多数決原理によって政党間の協力が不可欠になり、それによって諸利害間の妥協がされやすくなる。

また、ケルゼンは議会を構成する議員は選挙制の 1 つである比例代表制によって選ばれるべきであるとしている。比例代表制を採用することによって得票数に応じて政党に議席が反映されることにより国民の意志を議席数という形で反映ができ、すべての政治集団がその勢力に比例して議会に代表され、それにより実際上の利害状況が議会に表現されることとなる。

ケルゼンの民主制論の中で採用されている議会制民主主義への反論としてレイブルックの提唱する抽選型代議制民主主義がある。レイブルックは抽選型代議制民主主義を反映した制度である二重代議制を採用することで、現在の民主主義国家が苦しんでいる「民主主義疲れ症候群」を改善することができると主張した。

レイブルックが提唱する抽選型代議制民主主義への反論として、①抽選で選ばれた市民に議員は務まらないという反論と、②市民への負担が大きいという反論があるが、①につい

ては二重代議制のような抽選制と選挙制を併用した形の制度を導入することや、市民に議決権を与えるのではなく、拒否権のみを与えるなどの制限を設けることなどにより抽選で選ばれた市民であっても十分に議員を務めることができると考えられる。②については抽選で選ばれた市民に対する支援制度の充実や、任期の短い抽選制の公職を設けることにより、市民への負担を減らすことができると考えられる。

第2節　結論

以上のことから、日本において現在採用されている選挙制による議会制民主主義に代わって、レイブルックの抽選型代議制民主主義を採用すべきかについて考えていく。現在の日本では選挙における投票率の低さや国民が政治に無関心であるなどの問題が実際に生じている。このような現状から考えると、ケルゼンが述べているように選挙によって国民の意志を議会に反映されているとは言い難い。このことからケルゼンの民主制論で採用されている選挙制を前提とした議会制民主主義には問題があり、その問題を解決するために選挙制を前提とした議会制民主主義以外の方法を検討していくことには十分な意義があると考えられる。そして、選挙制を前提とした議会制民主主義以外の方法の一つとしてレイブルックの提唱するような議員を抽選によって選ぶという抽選型代議制民主主義の考えを導入するという方法が考えられる。この抽選型代議制民主主義には、抽選で選ばれた市民に議員は務まらない、市民への負担が大きい、などの様々な反論があるが、いずれも抽選制だけでなく選挙制も併用する二重代議制のように抽選型代議制民主主義の制度を工夫することにより問題を解消できると考えられる。レイブルックの提唱する抽選型代議制民主主義などの現行の制度を大きく変えるような意見に対しては、激しい拒否反応が生じるかもしれない。しかし、レイブルックも指摘しているように、かつては普通選挙権や女性参政権にたいしても激しい拒否反応が生じていた。このように我々も、古い考えに囚われているのかもしれない。さらに、民主主義イコール選挙制と捉えるようになったのは、たかだか過去 2 世紀のことであり、選挙制に固執する必要もないと考えられる。

したがって、日本においてもレイブルックの提唱するような抽選型代議制民主主義を採用するべきであり、突然制度を大きく変えることによる社会的な混乱を減らすためにも、さしあたり二院の内一院を抽選制議院にする二重代議制を採用することが好ましいであろう。

おわりに

本稿ではケルゼンの民主制論で採用されている選挙制を前提とした議会制民主主義で現在生じている問題を解決するための方法として、レイブルックの抽選型代議制民主主義を採用したが、他にもその問題を解決する方法として、選挙制を維持したまま改善を図る方法や、ポピュリズム、テクノクラシーなどの立場から問題の解決を目指す方法、直接民主主義、などの抽選制以外の方法によってその問題を解決することについても検討することができ

ればより深い考察ができたであろうと考えられる。したがって、このことを今後の課題としたい。

参考文献

上原行雄・長尾龍一・布田勉・森田寛二訳『ハンス・ケルゼン著作集Ⅰ　民主主義論』（慈学者、2009）
選挙市民審議会「『選挙・政治制度改革に関する答申』の検討――衆議院・参議院の選挙制度改革案を中心に」http://politicaltheory.sblo.jp/article/184708041.html（2018.10.23）
ダーヴィッド・ヴァン・レイブルック著（岡崎晴輝・ディミトリ・ヴァンオーヴェルベーク訳）『選挙制を疑う』（法政大学出版局、2019）
ハンス・ケルゼン著（長尾龍一・植田俊太郎訳）『民主主義の本質と価値』（岩波書店、2015）
待鳥聡史「議会の権限から選挙制度を考える」Voters 46 号（2018）